

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月21日

【会社名】 グローバルアジアホールディングス株式会社

【英訳名】 Global Asia Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 楊 晶

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋二丁目22番1号

【電話番号】 03-6435-7800

【事務連絡者氏名】 取締役 中杉 大陸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋二丁目22番1号

【電話番号】 03-6435-7800

【事務連絡者氏名】 取締役 中杉 大陸

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所
(所在地)東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社は、平成27年7月17日開催の取締役会において、平成27年8月12日開催予定の臨時株主総会において、A種優先株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案、及びA種優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件として、第三者割当によるA種優先株式の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 株式の種類及び銘柄

グローバルアジアホールディングス株式会社 A種優先株式（以下「A種優先株式」という。）

2. 発行数

80,000,000株

3. 発行価格(払込金額)及び資本組入額

発行価格(払込金額) 1株につき25円
資本組入額 1株につき12.5円

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 2,000,000,000円
資本組入額の総額 1,000,000,000円

(注)資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は12.5円であります。

5. 株式の内容

A種優先株式の内容は、以下のとおりです。

(1) 議決権

株主総会の議決権

A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。

種類株主総会の議決権

A種優先株主は、当社のA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(2) 剰余金の配当

A種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「A種期末配当金」という。）の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主等に対して下記に定めるA種中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。なお、A種期末配当金に、各A種優先株主等の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

A種優先配当率

A種優先配当率は、3.00%とする。

A種中間配当金

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭の剰余金（以下「A種中間配当金」という。）の配当を行う。

非参加条項

A種優先株主等に対して、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主等に対して行う剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先株主等に対して、普通株主等に対する剰余金の配当及びA種優先株主等に対するA種期末配当金及びA種中間配当金の額の支払いに先立ち、これを支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭、累積未払A種期末配当金及び当事業年度未払期末配当金の合計額（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

上記「累積未払A種期末配当金」は、第9項第(5)号に従い計算される額の合計額とし、また、「当事業年度未払期末配当金額」は、A種優先株式1株当たりのA種期末配当金について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、当該事業年度のA種期末配当金全額）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたA種中間配当金がある場合におけるA種中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

非参加条項

A種優先株主等に対して、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、平成28年11月22日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下「普通株式対価取得請求」という。）。

当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該A種優先株主に対してA種優先株式1株につき普通株式1株を交付するものとする。普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

取得請求受付場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階

株式会社アイ・オールジャパン

取得請求の方法

A種優先株式の取得請求をしようとするA種優先株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種優先株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

取得請求の効力発生

A種優先株式の取得の効力は、取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生し、当社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をしたA種優先株主は、当社がそのA種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

普通株式の交付方法

当社は、A種優先株式の取得の効力発生後、当該取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5) 金銭を対価とする取得請求権

金銭対価取得請求権

A種優先株主は、平成32年8月22日以降いつでも、当社に対し30営業日以上60営業日前に書面による通知（撤回不能とする。以下本項において「事前通知」という。）を行うことにより、事前通知内で取得日（営業日に限る。以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）を指定した上で、法令に従い、当社に対して、下記に定める額の金銭の交付と引換えに、金銭対価取得請求権取得日の到来及び金銭対価取得請求（以下に定義する。）の対象となるA種優先株式を金銭対価取得請求権取得日に保有していることを条件として自己の保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下、「金銭対価取得請求」という。）。

当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、当該A種優先株主に対して金銭を交付するものとする。

但し、金銭対価取得請求に係る下記に定める金銭の額が、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を超える場合には、当社が取得すべきA種優先株式は、当該金銭対価取得請求権取得日に係る金銭対価取得請求がなされたA種優先株式の株式数にA種残余財産分配額を乗じた金額に応じた比例按分の方法により決定するものとし、かかる方法に従い取得されないことが決定したA種優先株式については、金銭対価取得請求がなされなかったものとみなす。

なお、事前通知後も金銭対価取得請求権取得日の到来までは、普通株式対価取得請求を行うことは妨げられないものとする。

A種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額

当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりのA種残余財産分配額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）及び累積未払A種優先配当金の合計額に、A種期末配当金を当該金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得請求権取得日までの日数（初日及び金銭対価取得請求権取得日を含む。）で日割計算した額（1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。）を加算した額の金銭を支払う。但し、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度において、A種優先株主等に対してA種中間配当金が支払われているときは、その額を控除する。

また、A種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の総額は、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令の許容する額の範囲内とする。

取得請求受付場所

東京都港区西新橋二丁目22番1号

グローバルアジアホールディングス株式会社

取得請求の方法

A種優先株式の取得請求をしようとするA種優先株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種優先株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

取得請求の効力発生

A種優先株式の取得の効力は、金銭対価取得請求権取得日に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭対価取得条項

当社は、平成30年8月22日以降いつでも、A種優先株主等に対して金銭対価取得条項取得日（以下に定義する。）の30営業日以上60営業日前に書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来することをもって、取得の対象となるA種優先株式が金銭対価取得条項取得日に当社以外の者に保有されていることを条件として、法令の許容する範囲内において、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

なお、金銭対価取得条項取得日の決定後も金銭対価取得日の到来までは、普通株式対価取得請求を行うことは妨げられないものとする。

強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりのA種残余財産分配額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整され

る。)及び累積未払A種優先配当金の合計額に、A種期末配当金を当該金銭対価取得条項取得日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得条項取得日までの日数(初日及び金銭対価取得条項取得日を含む。)で日割計算した額(1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。)を加算した額の金銭を支払う。但し、金銭対価取得条項取得日の属する事業年度において、A種優先株主等に対してA種中間配当金が支払われているときは、その額を控除する。

(7) 金銭を対価とする取得請求権と金銭を対価とする取得条項との優先順位

上記(5)及び(6)の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式に係る金銭対価取得請求権取得日と金銭対価取得条項取得日が同日であり、かつ上記(5)及び(6)の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式が重複する場合には、当該取得の対象となるA種優先株式のうち重複するA種優先株式については、上記(6)の定めにかかわらず上記(6)に基づく取得は行われず、上記(5)に基づく取得のみが行われるものとする。

(8) 株式の分割、株式の併合等

当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式及びA種優先株式ごとに、同時に同一の割合とする。

当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

当社は、株式移転をするとき(他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。)は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A種優先株主にはA種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。

当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式およびA種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。

(9) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

6. 発行方法

第三者割当の方法により、Shanghai Hugel Leaf Investments Holding Co., Ltdに全株式を割り当てます。

7. 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

8. 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

9. 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(1) 手取金の総額

払込金額の総額	2,000,000,000
---------	---------------

発行諸費用の概算額	35,500,000
差引手取概算額	1,964,500,000

(注1) 諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 諸費用の内訳は、登録免許税7,000千円、反社会的勢力との関連性調査費用1,000千円、弁護士費用25,000千円、優先株式の公正価値算定費用2,500千円が含まれております。

(2) 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

具体的な用途	金額	支出予定時期
運転資金	277,397千円	平成27年8月～平成28年3月
内部管理体制・経営基盤の強化資金	95,000千円	平成27年8月～平成28年3月
債務の返済	512,103千円	平成27年8月
事業への投資	1,080,000千円	平成27年9月～平成28年3月
合計	1,964,500千円	

(注) 資金用途の内容については、以下のとおりであります。

運転資金

当社は、現時点において既存事業の収益のみでは運転資金を賄うことができず、事業拡大への投資により全社営業利益がプラスに転じる状況になるまで、本件調達資金の一部を運転資金として使用する予定であります。具体的には、当社におけるホールディングス(本社)の経常的な運転資金として、毎月およそ17,000千円の資金(人件費4,300千円、家賃430千円、業務委託費3,400千円、旅費交通費400千円、支払報酬2,100千円、その他6,400千円)を見込んでおり、年間で、約2億円が不足することが予測されており、これらに充当してまいります。また、それ以外に、既存事業及び新規事業の運転資金が掛かってまいります。

内部管理体制・経営基盤の強化資金

現経営陣体制となってから継続的に実施している内部管理体制の強化のための人件費や、第三者委員会による提言を受けて実施している内部管理体制強化のための改善策を継続的に実行してまいります。そのため、人件費に220百万円、内部管理体制強化の改善策に100百万円を費消する予定です。

経営基盤の強化・再構築については、弁護士の訴訟費用関係が630百万円などの支払が必要となります。

債務の返済

平成27年3月末日における未払債務の総額は、255,803千円(人件費10,327千円、弁護士費用38,963千円、調査委員会3,000千円、社会保険料及び税金88,209千円、業務委託費・手数料56,951千円、広告枠料35,494千円、その他22,859千円)であり、これらについては現時点でも未払いとなっております。また、平成27年3月末時点において借入金総額は256,300千円であり、そのうち支払期日の到来している借入金総額は216,300千円になり、これらについては現時点でも返済未了となっております。当社は、これらの借入金および未払債務の返済に本件調達資金の一部を充當いたします。

現在までの当社の資金状況にご理解をいただき、取引先や債権者の皆様には支払を猶予いただいております。この状況を解消するため、これらの債務の返済を進め、取引先との円滑な取引及び取引先からの信用回復に努めてまいります。

事業への投資

当社は既存事業拡大と新規事業への参入を柱とし、既存事業への投資を積極的に行い、停滞していた既存事業領域の業績を加速度的に増加させていくと同時に、M&Aを活用し、既存事業の拡充を図ります。また、新規事業への投資も積極的に実施し、新たな安定した収益源の獲得を目指してまいります。

M&Aによる事業拡充の手法は、金融緩和政策等を受けた株価の上昇を背景に、消費者マインドの持ち直しや企業の業況判断が改善する等の景気回復傾向が強まりつつある一方、業界を問わず消費者の嗜好が多様化及び変化し、競争が激化する時代においても、このように実行することができ、当社にとって引き続き有効な選択肢であるものと考えています。

一方、後述のとおり、今後、当社グループが持続的な成長を維持していくためには、既存事業の売上高の拡大及び収益率の改善が必要と考えられます。そして、当社グループの既存事業による安定かつ継続的な利益確保に加え、新たに収益性の高い事業への進出を行うことが必要であると考えています。なぜならば、現状における当社グループの主幹業務である食品事業については、外食産業市場規模は平成9年の約29兆円をピークに年々減少し、平成21年の段階で約24兆円となっていて、10年余りでピーク時に対し20%近い市場が消えています。依然日本では最大規模の市場です。参入障壁が低いことから、プレイヤーは多く、競争は厳しい状況にあります。従って、外食企業は、海外に新しい成長・拡大を求める必要があります。

よって、当社グループは、食品事業の強化を図る過程において、食品事業の収益源の確保を模索する事を目的として、今後においては、既存事業とのシナジー効果を見出せる領域において、早急に大幅な収益改善を可能とする事業の取得を目的としたM&Aを中心に検討していく必要があると考えています。

具体的には、既存の食品事業について店舗改装による業容拡大を図ること、及びデジタルコンテンツ&マーケティング事業について将来的な業容拡大に向けた基礎投資を行うことに加え、中国の富裕層向けの日本製品の卸売業等の新規事業への投資を行うことを予定しております。また、M&Aにつきましては、当社グループの既存事業とのシナジー効果により、相互の収益性の改善に寄与すると判断する食品・飲食事業等に関するM&A、及び当社グループの企業価値の向上に資するその他の新規分野でのM&Aを機動的に実施するための資金として、本件調達資金のうち、1,080百万円を支出することを見込んでおります。現時点においては具体的に公表できる段階に至った企業買収の案件はございませんが、食品・飲食事業を営む企業や東北地方の復興対応の生コン事業等について投資採算性の評価その他の検討を進めております。

10. 新規発行年月日(払込期日)

平成27年8月13日から平成27年8月21日

11. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

12. 当該有価証券に金融商品取引法施行令第一条の七に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

13. 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当予定先の状況

割当予定先の概要	名称	Shanghai Hugel leaf Investments Holding Co.,Ltd
	本店の所在地	OMC Cambers, Wickhams Cay1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	CEO SHEN PEIJIN
	資本金	10,000USドル
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及び出資比率	SHEN PEIJIN 52%、SUN WEI 16%、WANG RONGKUI 16%、YE QIPING 16%

当社と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は、HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED（カストディアンである香港の証券会社）を通じて、当社の普通株式3,960,100株（当社の発行済株式総数の7.76%）を保有しています。
	人事関係	平成26年6月27日より、割当先のCEOであるSHEN PEI JIN（潘培今）氏が、当社の代表取締役会長を兼任しております。平成27年6月29日より、割当先のCOOであるSUN WEI（孫巍）氏およびWANG RONG KUI（王荣奎）氏が、当社の取締役を兼任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
割当予定先の選定理由		<p>当社は、割当予定先の選定にあたっては、下記「（6）大規模な第三者割当の必要性」に記載の通り、当社の経営成績および財政状況を考慮すると、今回必要としている調達金額を、金融機関からの借入れや一般投資家からの調達（機関投資家からの一般的な第三者割当を含みます。）によって賄うことは不可能になるため今後の事業展開、今回の調達資金の用途についても十分ご理解いただき、当社の資金調達について賛同いただける投資家を中心に割当予定先を検討した結果、Shanghai Hugeleaf Investments Holding Co.,Ltdより、A種優先株式の条件による発行であれば、資金調達に応じることが可能である旨の回答をいただきました。</p> <p>下記「（6）大規模な第三者割当の必要性」に記載の通り、Shanghai Hugeleaf Investments Holding Co.,Ltdは当社グループの経営状況について十分な理解を有しており、今後の当社の経営方針にも深く賛同いただけたことから、当社としてもShanghai Hugeleaf Investments Holding Co.,Ltdを候補先として選定することが最適であると判断いたしました。</p> <p>そして、当社は、上記候補先と面談（平成27年6月29日の株主総会への出席のために、来日時に直接面談）ならびに資産の調査（資金証明を入手）、反社調査（民間調査会社に委託）などを行ったうえ、上記候補先を本資金調達の割当予定先に決定いたしました。</p>
割り当てようとする株式の数		A種優先株式 80,000,000株

株券等の保有方針	<p>当社は、当該割当が、普通株とは違い、議決権を持たないこと、普通株への転換不能期間を1年以上であるべきことなどについて、割当予定先と協議してきましたが、1年3ヶ月であれば当社の黒字経営に方向性が見えてくると思われ、「会社救済」という増資の大きな目的を終えて既存普通株主の利益にも供したことになるので、この段階での、普通株化は合理性ありとして、A種優先株式の保有方針について、中期間（最低限1年3ヶ月）で保有することを確認しています。また、当社取締役6名の内、3名（潘培今、孫巍、王栄奎）は割当予定先より派遣されている等、割当予定先は当社の経営に参画しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。なお、当社は、割当予定先より、原則としてはA種優先株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを口頭により確認しております。</p> <p>また、A種優先株式の普通株式への転換については、割当予定先としては、当社の事業計画の進捗状況に応じて転換の時期や転換する株式数、転換後の普通株式の売却について随時判断する予定である旨を伺っております。</p> <p>さらに、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込日の最終日から2年以内に本件第三者割当により発行されるA種優先株式の全部または一部及び転換された後の普通株式を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。</p>
払込みに要する資金等の状況	A種優先株式の払込金額の総額を上回る金額の割当予定先に係る資金証明を確認しております。
割当予定先の実態	<p>当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力との一切の関係を有していないことを示す確認書を割当予定先より受領し、割当予定先に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。また、上記とは別に、Shanghai Hugeleaf Investments Holding Co.,Ltd及び役員並びに株主が反社会的勢力の影響を受けているか否か及び犯罪歴を有するか否か並びに警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社ディー・クエスト（東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル12階、代表取締役脇山太介）に調査を依頼し、Shanghai Hugeleaf Investments Holding Co.,Ltd及び役員並びに株主について反社会的勢力の影響を受けている事実及び犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの報告を得ております。</p> <p>上記のとおり、割当予定先等と反社会的勢力との関係は確認できないことから、その結果、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。</p>

(2) 株券等の譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければなりません。

(3) 発行条件に関する事項

発行価格の算定根拠

当社は、株価及び株価変動率、A種優先株式の配当条件、A種優先株主が負担するクレジット・コスト、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項等のA種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、割当予定先との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、1株あたりの発行価額を25円、発行価額の総額を2,000,000,000円と決定いたしました。

なお、当社は、A種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（東京都港区元赤坂1-6-2、代表取締役小幡治）に対してA種優先株式の価格算定を依頼し、同社が、一般的な価格算定モデルである数値解法（二項モデル）を用い、算定日の株価、転換価額、算定上の期間、株価の変動率、安全資産利子率、リスク資産利子率、回転率、配当利率を媒介変数として算定されており、A種優先株式の公正価値に関する評価報告書を平成27年7月16日に受領しております。当該評価報告書においては、算定単価が22.42円とされており、A種優先株式の払込金額は当該評価額を上回っているものの、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得るところ、A種優先株式の払込金額は、会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当する可能性があることから、A種優先株式については、念の為、株主総会において、会社法第199条第2項及び第3項に基づく特別決議による承認を得る予定です。

上記のとおり、A種優先株式の払込金額は、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当する可能性があるものの、当社としては、上記評価報告書の評価額を上回る払込金額での発行であり、A種優先株式の発行によって債務超過を解消し財務体質の安定化を実現できること、本件調達資金により早期に借入金、未払債務等負債の返済を行い、また、既存事業及び新規事業への投資を含む積極的な事業展開を図る必要があるという当社の置かれた経営環境等を勘案し、A種優先株式の発行条件は合理性及び必要性を有するものと判断しております。

発行条件の合理性に関する考え方

当社は、A種優先株式を80,000,000株発行することにより、総額2,000,000,000円を調達しますが、本件調達資金により、早期に借入金、未払債務等負債の返済を行い、また、既存事業及び新規事業への投資を含む積極的な事業展開を図る必要があるという当社の置かれた経営環境等に鑑みると、かかる資金ニーズを満たすことができる規模であるA種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

なぜなら、当社の損益分岐点をクリアーできる営業利益を獲得するためには、既存事業の拡充及び新規事業への10～11億円の資金投入時期は、スタート時期は9月・10月が限度であり、事業によっては、これ以上遅れた場合には、営業利益の黒字化が困難になると思われれます。従って10～11億円の投入資金需要と債務返済並びに運転資金の額を勘案すると、20億円をこの時期に必要とすると客観的に説明できます。また、上述のとおり、A種優先株式は、株主総会における議決権はありませんが、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であり、A種優先株式の取得請求により、当社普通株式が交付された場合には、平成27年5月29日付けにて発行した普通株式4,166,600株（議決権数：41,666個）を加えますと、株式の希薄化（平成27年3月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式にかかる議決権総数である506,709個に対する割合は166.11%（小数点以下第3位を四捨五入））が生じることとなり、これは、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条で定める希薄化率25%を大幅に上回ることとなります。

A種優先株式が普通株式に転換されることによるかかる希薄化を抑制するため、A種優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により、平成30年8月22日以降いつでも強制償還することが可能な設計としており、また、普通株式を対価とした取得請求権についても、発行日から1年3か月後の日まで行使することができず、発行日において直ちに普通株式の希薄化が生じるものではない商品性にしておりますが、上述のように、平成28年11月22日以降は最大で166.11%の希薄化が生じるおそれがあります。

もっとも、当社としては、下記「(6)大規模な第三者割当の必要性」で言及する通り、A種優先株式による資金調達は、企業規模の拡大、新規事業の推進、経営の長期的安定及び業績改善による企業価値の向上のためには必要不可欠であり、これらの取組みを推進することが企業価値の増大と株主価値の向上に資すると考えているところ、割当予定先に対するA種優先株式の発行以外では必要としている規模の資金を調達することが難しいことから、一時的には一定の希薄化が発生した上でも、A種優先株式の発行による希薄化の規模は当社の企業価値の増大及び株主価値の向上という結果に帰するという前提で、一定の合理性を有しているものであると判断しております。

(4) 大規模な第三者割当に関する事項

A種優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であり、平成27年5月29日付けにて発行した普通株式4,166,600株を加えますと、A種優先株式の全てが普通株式に転換された場合の希薄化率(平成27年3月31日現在の株主名簿に基づく発行済株式に係る総議決権506,709個に対する、発行株式に係る議決権数の比率)は、166.11%(小数点第三位以下を切り捨てて表示)となります。したがって、A種優先株式の発行は、大規模な第三者割当に該当します。

(5) 第三者割当後の大株主の状況

普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合(%)
CBHK-PHILLIP SEC LTD-CLIENT MASTER	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	8,659,800	15.8	8,659,800	15.8
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	5,191,600	9.5	5,191,600	9.5
CLEARSTREAM BANKING S.A	42, AVENUE JF KENNEDY, L-1855 LUXEMBOURG	5,070,757	9.2	5,070,757	9.2
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES(HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	2,954,300	5.4	2,954,300	5.4
宝天大同	兵庫県神戸市北区山田町下谷上箕の谷3-1	2,459,860	4.5	2,459,860	4.5
HSBC BROKING SEC.(ASIA)	3/F HUTCHISON HOUSE 10 HARCOURT ROAD, CENTRAL HONG KONG.	2,001,140	3.6	2,001,140	3.6
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	1,000,000	1.8	1,000,000	1.8
廣田証券株式会社	大阪市中央区北浜一丁目1番24号	700,047	1.3	700,047	1.3
古月程子	千葉県千葉市中央区	665,400	1.2	665,400	1.2

PERSHING-DIV. DLJ SECS. CORP.	OFONE PLAZA CITY NEW U.S.A.	PERSHING JERSEY JERSEY	530,140	1.0	530,140	1.0
----------------------------------	--------------------------------------	------------------------------	---------	-----	---------	-----

(注1) 上記表、HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702の内3,960,100株はShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdが保有している株式になります。

A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合(%)
Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltd	OMC Cambers, Wickhams Cay1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	-	-	80,000,000	-

なお、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdが、A種優先株式の発行要項に定められた普通株式を対価とする取得請求権により当社普通株式を取得した場合の大株主の状況は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合(%)
Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltd	OMC Cambers, Wickhams Cay1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	-	-	80,000,000	59.2
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	8,659,800	15.8	8,659,800	6.4
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	5,191,600	9.5	5,191,600	3.8
CLEARSTREAM BANKING S.A	42, AVENUE JF KENNEDY, L-1855 LUXEMBOURG	5,070,757	9.2	5,070,757	3.8
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES(HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	2,954,300	5.4	2,954,300	2.2

宝天大同	兵庫県神戸市北区 山田町下谷上箕の 谷3 - 1	2,459,860	4.5	2,459,860	1.8
HSBC BROKING SEC. (ASIA)	3/F HUTCHISON HOUSE 10 HARCOURT ROAD,CENTRAL HONG KONG.	2,001,140	3.6	2,001,140	1.5
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	1,000,000	1.8	1,000,000	0.7
廣田証券株式会社	大阪市中央区北浜 一丁目1番24号	700,047	1.3	700,047	0.5
古月程子	千葉県千葉市中央 区	665,400	1.2	665,400	0.5
PERSHING-DIV. DLJ SECS. CORP.	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A.	530,140	1.0	530,140	0.4

(注1) 上記表、HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702の内3,960,100株はShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdが保有している株式になります。

(注2) 普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使により、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdに対して一定量の普通株式が交付された場合には、同社は支配株主に該当することになります。

(6) 大規模な第三者割当の必要性

資金ニーズ

当社グループは、平成27年5月29日の第三者割当増資により調達した約1億円の一部を、未払債務の支払いに充当いたしました。現在でも約2.5億円の借入金および約2.5億円の未払債務が残存しております。本件調達資金の一部を充当し、残存する負債を一掃することにより、延滞金等のコストの削減を図ることができます。

当社グループでは、昨年来過去の社内不祥事の調査や原因究明に時間を費やす一方、「食品事業」や「デジタルコンテンツ&マーケティング事業」における収益改善に向けた努力を継続してまいりましたが、後者事業は昨年秋以来、所属社員が全員退社するなどにより、休業状態になってしまいました。復活を期して、今年7月から再スタートを切りました。現段階では、食品事業のテコ入れにより収益改善の兆しが見られるものの、会社全体の運転資金を賄う状況にまでは到達していません。本件調達資金により既存事業及び新規事業への投資を含む積極的な事業展開を図り、平成29年3月期第1四半期中には事業収益により運転資金を賄うことができる状況を実現できると計画しておりますが、それまでに運転資金として約3.7億円が必要であると想定しております。なお、本件運転資金には、内部管理体制の強化のための各種施策を実行していくための費用や訴訟関連費用等が含まれており、具体的には人員増強のための人件費22百万円、訴訟関連弁護士・コンサルタントフィー33百万円などが含まれております。

本件第三者割当における調達金額は、上記既存事業及び新規事業への投資を中心とし、その事業展開により、本社経費を上回る営業利益を獲得し、全社営業利益の黒字化を目指してまいります。また借入金、未払債務等負債を返済することにより、金利等支払の負の循環から抜け出ることを目指してまいります。当該金額は、当社の事業規模及び時価総額に比して相対的に大きく、一定規模の希薄化を伴いますが、平成28年3月期において営業利益の黒字化を達成し企業価値を向上させることで、長期的には株主利益の向上に繋がると考えております。しかしながら、実際の新規事業への投資や買収は今後交渉して決定するものであり、現在の会社計画通りの収益が獲得できず、営業利益の黒字化が達成できないリスクがあります。

債務超過解消の必要性

当社グループは、平成27年3月期第1四半期末において388百万円の債務超過に陥り、平成27年3月期連結会計年度においても946百万円の債務超過の状況が継続しており、平成27年6月30日付で猶予期間入り銘柄に指定されています。債務超過の状況が2期連続して継続しますと上場廃止基準に抵触します。従いまして、当該状況を早急に解消し既存株主様を安心させることが必要と考えております。万が一、上場廃止となれば、取引先の当社グループに対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し倒産に至る可能性があるところであります。また、既存株主様にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。

本件第三者割当は、債務超過の解消のみを企図して実施するものではありませんが、将来の投資資金を確保するために大幅に資本を増強するため、結果として期末時点で債務超過は解消する見込みとなります。

監理銘柄指定解除の必要性

平成24年4月に社外調査委員会による調査が行われ、ハミング社によるグロース社グループからの店舗の取得をめぐる一連の取引について会計処理が不適切ではないかとの指摘が行われました。その原因が当社の当時の取締役による与信管理の懈怠、当社及び子会社であるハミング社の内部管理体制の不備等にあるとの判断のもと、大阪証券取引所において平成24年6月20日に特設注意市場銘柄指定が行われ、東京証券取引所においても平成25年9月24日及び平成27年5月13日に当該指定が継続され、平成27年6月20日をもって当該指定から、3年が経過することになりました。3年経過後に当社から東証に提出した内部管理体制確認書の内容等を東証から確認され、内部管理体制等に問題があると認められた場合には、当社株式の上場廃止が決定されるところ、当社株式について上場廃止となるおそれがあると判断され、平成27年6月20日からは監理銘柄（審査中）に指定されました。なお、監理銘柄指定中であっても、内部管理体制等の改善の見込みがなくなったと認められる場合、上場廃止になります。同年7月1日からは、制度信用取引取り消しの処置が適用されています。

当該指定を解除するためには、当社グループ内の管理体制の抜本的改革、子会社に対する管理体制の強化が先決の課題であります。前記（3）「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」に記載のとおり、必要な体制を整備し、更なる業務管理体制の強化及び経営管理体制の強化並びに情報開示体制の強化を行い、現在の監理銘柄指定の解除の実現を図って参ります。さらに、今後、当社は子会社化した会社において、当社の社内規程を当該子会社においても適応することにより、適切な子会社管理を行う方針であります。しかしながら、東証による審査の結果、上場廃止となるリスクがあります。

営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの解消の必要性

当社グループは平成27年3月期連結会計期間において営業損失が490百万円発生しており、営業キャッシュ・フローはマイナスの状態であり、平成27年6月30日付で上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されています。平成28年3月期決算において、営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローの額がマイナスであった場合には上場廃止基準に抵触いたします。万が一、上場廃止となれば、取引先の当社グループに対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し倒産に至る可能性があるところであります。また、既存株主にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。

従いまして、A種優先株式により資金を調達し、収益の見込める事業への新規投資を実行します。これにより、当社グループは営業利益を計上して経営の安定化を図り、当社グループだけでなく既存株主の利益にも供したいと考えています。しかしながら、実際の新規事業への投資や買収は今後交渉して決定するものであり、現在の会社計画通りの収益が獲得できず、営業利益の黒字化が達成できないリスクがあります。

優先株式の第三者割当の形式での発行による資金調達の必要性

前述のとおり、当社グループの損益状況及び財政状態は依然厳しい状況となっております。現状から、追加投資を実施しない状況における既存事業の収益のみにより運転資金を賄うことは困難であると予想され、このままでは当社グループの運営に更なる支障が出てくると考えております。そこで過去の負の遺産の整理に目処をつけ、その後事業拡大に資金を活用し、採算の見込める投資を積極的に進めていくべきであると考えております。厳しい経営状況から金融機関からの借入により当該資金を調達することは難しいと判断いたしました。

また、他の資金調達方法として、幅広い投資家や株主から資金を調達するための様々な方法によるエクイティ・ファイナンスを検討いたしました。公募増資は、現在の株式市場、当社の業績、債務超過の財務状態、株価動向、株式流動性等から判断すると、公募の引受先の選定、応募の可能性が低いと考え、さらに、株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮いたしますと、不相当であると判断いたしました。

そこで、広く投資先を募る公募増資や株主割当ではなく、当社グループの経営成績および財政状況や今後の事業展開について十分な理解がある特定の投資家から資金を調達する方法が、上述した当社グループの状況を踏まえると適切であると判断いたしました。

そうした状況の中、日本での投資先を模索していたファンドであり、かつ、当社の代表取締役会長を通して当社グループの状況及び今後の事業展開についての理解を深めていたShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdが、上述した厳しい当社グループの資金ニーズに応え、速やかな資金調達を実現させることが可能である投資家として資金調達先の候補に挙がりました。

当社としては、直近の当社の株価の低迷も踏まえ、一定規模以上の資金を確実に調達するために、特定の投資家から社債での資金調達を行うことも有力な選択肢の一つではありましたが、当社及びヒュージリーフとの間で資金調達の方法及び条件について協議を重ねたところ、当社の発行する社債を引き受ける形での資金調達は、エクイティによる投資を基本とするShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdの投資方針に沿わなかったことから、社債での資金調達は断念いたしました。そこで、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdからのエクイティによる資金調達について検討したところ、柔軟な条件の設定が可能である優先株式の形での資金調達が最も適切であると判断いたしました。

ただし、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdはファンドとして、リスクを取って出資を行い当該リスクに見合ったリターンを得る必要があり、投資先の経営に将来的に関与できる余地を残しておきたい点、また、今後、当社グループの財務状況が改善し、収益性のある事業が軌道に乗ること等により、当社普通株式の株価が上昇するような局面においては、当該アップサイドを回収できる形での投資としたい点が要請されていたことから、かかる要請に配慮し、普通株式への転換が全く生じない形での優先株式ではなく、一定期間の経過後に当社普通株式への転換が可能となる取得請求権を付した優先株式とすることにいたしました。

上記の通り、当社としては、直近の株価の低下を踏まえますと、普通株式による資金調達よりも社債による資金調達が望ましいと考えておりましたが、引受先の候補であるヒュージリーフからは、柔軟な資金回収手段は早い段階から残しておきたいとの要請があり、当社としては、当社グループの事業がある程度軌道に乗るまではShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdには株主として関与し続けていただきたいと考えており、また、A種優先株式の発行直後の急激な希薄化を避けるという観点からも、当社普通株式への転換を認める場合であっても、当社普通株式を対価とする取得請求権の始期についてはできるだけ遅い時期になるように交渉いたしました。かかる交渉の結果、当社とヒュージリーフ側の双方が譲歩する形で、A種優先株式の発行から1年3か月後に当社普通株式を対価とする取得請求権の始期として設定しております。この結論に至りました経緯は、当社の直近の株価の低下を考慮すると普通株式による資金調達ではなく、社債による調達を考えていました。引受先として唯一手を挙げてくれましたShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdは、investment companyであり、Equity Finance でなら応じてよいということになりました。この条件を満たすなら必ずしも普通株でなくてもよいという理解を得ました。優先株を提案して合意したが、中・米などと異なり、優先株市場の存在しない日本での優先株の流動性がないのに等しいので、普通株式への転換期を明記してほしいということになりました。転換期は既存普通株主の利益のために、1年以上できる限り、抑制的にしてほしいという当社と1年以上できる限り短い期間であってほしいという引受先との交渉の結果、双方ともに妥協した接点として、1年3か月としました。

A種優先株式に当社普通株式への転換が可能となる取得請求権が付されていることによる希薄化については上記「(4)大規模な第三者割当に関する事項」をご参照下さい。

以上のことから、当社としては、当社の財務状況を改善し、積極的な事業展開するための投資資金を確保、及び普通株式の希薄化を回避するために、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdに対して第三者割当によるA種優先株式の発行の方式で資金調達をすることが最善の選択であると判断いたしました。

以上の通り、A種優先株式による資金調達は、企業規模の拡大、新規事業の推進、経営の長期的安定及び業績改善による企業価値の向上のためには必要不可欠であり、これらの取組みを推進することが企業価値の増大と株主価値の向上に資すると考えております。

(7) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(8) その他参考になる事項

該当事項はありません。

14. 発行済株式総数及び資本金の額（平成27年7月17日現在）

発行済株式総数 普通株式 55,160,500株

資本金の額 1,879,409,963円